

桐生市 SDGs 推進型事業者応援補助金について (Q&A)

令和3年10月20日時点

< 目 次 >

1. 目的等について . . . 3 ページ

Q1-1) 補助金の目的は何ですか。

2. 補助対象者について . . . 3~5 ページ

Q2-1) どのような事業者が補助対象となりますか。

Q2-2) 桐生市内に居住している個人事業主ですが、事業所は市内にありません。対象になりますか。

Q2-3) 桐生市内の店舗（事業所）で事業を行う個人事業主ですが、住民基本台帳の記載は桐生市ではありません。対象になりますか。

Q2-4) 令和3年8月に転入し、現在も桐生市の住民基本台帳に記載がある個人事業主ですが、対象となりますか。

Q2-5) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とはどのようなものですか。

Q2-6) 法人の登記上の住所は桐生市ですが、桐生市内には事業所がありません。補助金の対象となりますか。

Q2-7) 法人の登記上の住所は桐生市外ですが、桐生市内に事業所があります。補助金の対象となりますか。

Q2-8) 複数事業者が集まって市内で定期的（月1回以上）に実施する事業の運営団体を対象としているが、具体的にどのような事業・団体が対象となりますか。

Q2-9) 小売店を営んでいるが、「ストップコロナ！対策認定店」ではありません。対象になりますか。

Q2-10) 事業を開始したばかりでも、補助対象となりますか。

Q2-11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第1項第4号及び第5号並びに第5項の事業とはどんなものですか。

Q2-12) 対象外となる業種はありますか。

Q2-13) 桐生市（国・県）から運営補助金の交付を受け事業を行っていますが、申請は可能ですか。

3. 補助内容、対象経費等について . . . 5~7 ページ

Q3-1) 「SDGs」を意識した（関連した）取組みとは、具体的にどのようなものが補助対象になりますか。

Q3-2) 「ウィズコロナ対応事業」と「SDGs 推進設備等導入事業」を一緒に申請することはできますか。

Q3-3) 桐生市内に店舗がありますが、感染対策を行ったのは（行いたいのは）桐生市外の店舗です。対象となりますか。

Q3-4) すでに実施（購入）したものと現在実施中の事業は対象となりますか。

Q3-5) 事業の完了が令和4年2月28日（月）に間に合いません。

Q3-6) 対象外の経費にはどのようなものがありますか。

Q3-7) 消費税は対象となりますか。

Q3-8) 国と県などでも補助制度がありますが、桐生市の補助金も受けられますか。

Q3-9) 領収書を失くしてしまいました。

Q3-10) クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。

Q3-11) 市内に店舗を開店しようと思います。この経費はこの制度の対象となりますか。

- Q3-12) 事業所内の照明のLED化を検討していますが、対象になりますか。
- Q3-13) 事業用の電力確保のため、太陽光発電設備の導入を検討していますが、対象になりますか。
- Q3-14) 換気扇を新しくしようと思いましたが、対象となりますか。
- Q3-15) ホームセンターで、材料を購入し、独自にパーテーションを作りました。対象となりますか。
- Q3-16) ホームページ作成に係る経費は、対象となりますか。
- Q3-17) 事業所内に内部洗浄機能付きエアコンの設置を検討していますが、対象になりますか。
- Q3-18) キッチンカーの購入を検討していますが、中古の場合でも対象になりますか。
- Q3-19) 新たにデリバリーを始めようと思いましたが、デリバリーの容器や箸などは対象となりますか。
- Q3-20) 店舗(工場、事務所)併用住宅で事業をしています。補助金の対象となりますか。
- Q3-21) 事業所とはどのような場所ですか。
- Q3-22) 消耗品は具体的にどのようなものが対象になりますか。

4. 申請について . . . 8 ページ

- Q4-1) どのように申請すればよいですか。
- Q4-2) 申請の封筒は指定がありますか。
- Q4-3) パソコン、プリンターを持っていないので、申請書を印刷できません。
- Q4-4) 申請は先着順ですか。
- Q4-5) 複数の店舗(施設)を持つ事業者は、店舗の数だけ申請できますか。
- Q4-6) 同一人物が複数の法人を経営していた場合、補助金は法人ごとに申請できますか。
- Q4-7) 補助金の交付決定前に事業を始めても良いですか。
- Q4-8) 領収書等の書類はいつまで保管しておけば良いですか。

5. 実績報告、補助金の交付などについて . . . 9 ページ

- Q5-1) 実績報告の手続きはどのようなものですか。
- Q5-2) 支払いの際に、消費税分の金額を値引いてもらったが、「経費決算書」は、どの様に記載したら良いですか。
- Q5-3) 補助金はいつ交付されますか。
- Q5-4) 実際にかかった経費が申請額を超えてしまいました。増額分も補助してもらえますか。
- Q5-5) 交付決定後、追加で感染対策用の備品を購入した(追加の改修工事を行った)が、追加分も補助してもらえますか。
- Q5-6) 補助金で購入したものに、使用制限などはありますか。

6. その他 . . . 9 ページ

- Q6-1) 交付される補助金は課税対象ですか。

1. 目的等について

Q1-1)補助金の目的は何ですか。

A1-1)新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、地域経済を支える中小企業等の事業持続化を応援するため、持続可能な開発目標（SDGs）を意識しながら、引き続き、新型コロナウイルス感染対策や業態転換などの取組みを進める事業者を支援するものです。

2. 補助対象者について

Q2-1)どのような事業者が補助対象となりますか。

A2-1)下記の①～⑤のいずれかに該当し、令和3年3月31日以前から市内で事業を営み、引き続き継続する意欲がある事業者となります。（事業所＝店舗、工場、事務所など、事業を営むための施設）

①市内に事業所を有する法人

※会社については中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

②桐生市の住民基本台帳に記載があり、市内に事業所を有する個人事業主

※住民基本台帳記載の基準日は、令和3年10月1日現在。③、④も同様。

③桐生市の住民基本台帳に記載がなく、市内に事業所を有する個人事業主

※「ウイズコロナ対応事業」のみ申請可能です。

④桐生市の住民基本台帳に記載があり、市外に事業所を有する個人事業主

※当該事業所を市内事業所扱いとします。

⑤複数事業者が集まって市内で定期的（月1回以上）に実施する事業の運営団体

※この場合の事業は、商品等の販売を目的に実施するものに限ります。

ただし、上記に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は対象外になります。

- ・消費者向けの販売・サービスの提供を行っている店舗を有する事業者の内、群馬県の「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を受けておらず、かつ、令和3年度中に認定を受ける予定のない事業者
- ・市税等に滞納があるもの（納税猶予の許可を受けている場合は除く）
- ・宗教上の組織若しくは団体、政治団体
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第1項第4号及び第5号並びに第5項に該当する営業を行っているもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団また暴力団と関係があるもの

【申請区分】

対 象 者	ウイズコロナ 対応事業	SDGs 推進 設備等導入事業	摘 要
市内に事業所を有する法人	可	可	
個人事業主			
① 市内事業所あり、桐生市の住民基本台帳に記載あり	可	可	
② 市内事業所あり、桐生市の住民基本台帳に記載なし	可	不可	ウイズコロナ対応事業のみ申請可能です。
③ 市内事業所なし、桐生市の住民基本台帳に記載あり	可	可	令和3年10月1日時点で本市住民基本台帳に記載がない場合は対象外になります。

※本制度における桐生市住民基本台帳の記載の基準日は、令和3年10月1日現在となります。

Q2-2) 桐生市内に居住している個人事業主ですが、事業所は市内にありません。対象になりますか。

A2-2) 市外に事業所を有し事業を営んでいる場合も、令和3年10月1日現在で桐生市の住民基本台帳に記載があれば、当該事業所を「市内事業所」とみなし、対象となります。「Q2-1」をご参照ください。

Q2-3) 桐生市内の店舗（事業所）で事業を行う個人事業主ですが、住民基本台帳の記載は桐生市ではありません。対象になりますか。

A2-3) 桐生市内の店舗（事業所）で事業を行う住民基本台帳の記載が桐生市外の個人事業主も対象となります。

ただし、「ウィズコロナ対応事業」のみ申請可能となります。「Q2-1」をご参照ください。

Q2-4) 令和3年8月に転入し、現在も桐生市の住民基本台帳に記載がある個人事業主ですが、対象になりますか。

A2-4) 令和3年10月1日現在で桐生市の住民基本台帳に記載があれば、対象となります。事業所の有無については「Q2-1」をご参照ください。

Q2-5) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とはどのようなものですか。

A2-5) 会社の場合、以下に該当しているものとなります。

業種	AかBのどちらかを満たすもの	
	(A) 資本金の額又は出資の総額	(B) 常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(以下を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

Q2-6) 法人の登記上の住所は桐生市ですが、桐生市内には事業所がありません。補助金の対象となりますか。

A2-6) 補助対象外となります。

Q2-7) 法人の登記上の住所は桐生市外ですが、桐生市内に事業所があります。補助金の対象となりますか。

A2-7) 桐生市内の事業所で活用する場合のみ、補助対象となります。

Q2-8) 複数事業者が集まって市内で定期的（月1回以上）に実施する事業の運営団体を対象としているが、具体的にどのような事業・団体が対象となりますか。

A2-8) 商品等の販売を目的に月1回以上実施する事業であること、その運営団体として、団体の規約等が整備されている場合が対象となります。

Q2-9) 小売店を営んでいるが、「ストップコロナ！対策認定店」ではありません。対象になりますか。

A2-9) 令和3年度中に認定を受ける予定であれば対象となります。

Q2-10) 事業を開始したばかりでも、補助対象となりますか。

A2-10) 令和3（2021）年3月31日以前に開業届を受理されており、他の補助要件を満たしていれば、補助対象となります。

Q2-11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第1項第4号及び第5号並びに第5項の事業とはどんなものですか。

A2-11) 以下のものとなります。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第1項第4号
→パチンコ店、麻雀店など
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第1項第5号
→スロット店など
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第5項
→性風俗店など

Q2-12) 対象外となる業種はありますか。

A2-12) 以下の事業は対象外となります。

- ・ 宗教上の組織若しくは団体、政治団体
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第1項第4号及び第5号並びに第5項に該当する事業

Q2-13) 桐生市（国・県）から運営補助金の交付を受け事業を行っていますが、申請は可能ですか。

A2-13) ①指定管理契約を結んでいる事業者（指定管理料の支払いあり）が、指定管理の対象となる施設で本補助制度を利用することはできません。ただし、自主事業として他の施設で事業を営んでいる場合、その施設で本補助制度を利用することは可能です。

②運営費補助金の交付を受けている場合、対象となる施設で本補助制度を利用することはできません。

3. 補助内容、対象経費等について

Q3-1) 「SDGs」を意識した（関連した）取組みとは、具体的にどのようなものが補助対象になりますか。

A3-1) 補助対象となる取組みとしては、前提として新型コロナウイルス対策となる内容であることが対象となります。

持続可能な開発目標（SDGs）は「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」を目指す世界共通の目標として、目標1～目標17で構成されていますが、本補助制度では、各事業者の取組が直接的に関連すると思われる「目標8」「目標9」「目標11」「目標12」に繋がる事業内容を対象とします。

【具体例】感染防止対策として、消毒液やパーテーション、空気清浄機などの設置は、「従業員の健康的な労働環境を保全するための具体的措置」や「労働災害を予防するための具体的措置」として、「目標8 経済成長と雇用」に繋がると考えます。

Q3-2) 「ウィズコロナ対応事業」と「SDGs 推進設備等導入事業」を一緒に申請することはできますか。

A3-2) 二つの事業を併用して申請することが可能です。ただし各事業で算出した金額の合計額が200万円を超えた場合、補助額は200万円までとなります。

Q3-3) 桐生市内に店舗がありますが、感染対策を行ったのは（行いたいのは）桐生市外の店舗です。対象となりますか。

A3-3) 対象外となります。対象となるのは桐生市内の店舗（施設）に対するものです。

実績報告の際に、写真などで感染対策を行った店舗の状況（所在地）を確認させていただきます。

Q3-4) すでに実施（購入）したものや現在実施中の事業は対象となりますか。

A3-4) 令和3年4月1日以降に発注（購入）したもので、指定する期限までに実績報告書を提出できるものであれば対象となります。

Q3-5) 事業の完了が令和4年2月28日（月）に間に合いません。

A3-5) 補助金の交付は工事完了後（納品後）30日以内または令和4年2月28日のいずれか早い日までに実績報告ができる事業が条件となりますので、対象外となります。

（実施（購入）済のものについては、補助金の交付決定後に指定する期限までに実績報告書を提出していただく必要があります）

Q3-6) 対象外の経費にはどのようなものがありますか。

A3-6) ホームページ内の「SDGs 推進型事業者応援補助金のご案内」や「リーフレット」に具体例を示してありますので、そちらをご参照ください。

Q3-7) 消費税は対象となりますか。

A3-7) 消費税（地方消費税含む）は対象外となります。

Q3-8) 国と県などでも補助制度がありますが、桐生市の補助金も受けられますか。

A3-8) 国・県・市等の別の補助金の対象となる経費は、それらと合わせて申請することができません。他の補助金をお考えの場合は、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

Q3-9) 領収書を失くしてしまいました。

A3-9) 支出した金額、品目、支出先が確認できる領収書やレシートが無い場合、交付の対象外となります。

Q3-10) クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。

A3-10) クレジットカードの支払い明細書等により支払内容が確認できる場合は対象となります。

Q3-11) 市内に店舗を開店しようと思います。この経費はこの制度の対象となりますか。

A3-11) 令和3年3月31日以前から市内で営業している店舗（施設）に対するものに限らせていただきますので、対象外となります。また不動産取得費用、新築/増築費用（これらに伴う設備導入、工事）、移転費用も対象外となります。

Q3-12) 事業所内の照明のLED化を検討していますが、対象になりますか。

A3-12) 本補助制度では、感染防止・予防に効果にある取組みのほか、設備導入については、生産性向上や新製品開発に直接的に繋がる設備導入費を対象としています。

電気料等の経費削減を目的とした照明のLED化にかかる経費は対象外となります。

Q3-13) 事業用の電力確保のため、太陽光発電設備の導入を検討していますが、対象になりますか。

A3-13) 「Q3-12」と同様の理由で、対象外となります。

Q3-14) 換気扇を新しくしようと思いますが、対象となりますか。

A3-14) 既存設備の清掃費や更新費用、リース料や保守等のランニングコストは対象外となりますが、換気扇を入れ替えることにより、感染予防・防止に有効な換気機能の向上が見込める内容であれば対象となります。

Q3-15) ホームセンターで、材料を購入し、独自にパーテーションを作りました。対象となりますか。

A3-15) 独自に物品を組み立てた場合などの材料費は対象外となります。

Q3-16) ホームページ作成に係る経費は、対象となりますか。

A3-16) ホームページ作成のみに係る経費は、対象外となります。

オンライン販売システムの導入やオンライン予約システムの導入をするためにホームページを作成する場合は、対象となります。

ただし、月々の使用料等のランニングコストは対象外となります。

Q3-17) 事業所内に内部洗浄機能付きエアコンの設置を検討していますが、対象になりますか。

A3-17) 本補助制度で補助対象とするエアコンについては、空気清浄機能付きエアコンとしているため、対象外となります。空気清浄機能付きエアコンについては、メーカーのホームページやパンフレットでご確認ください。

Q3-18) キッチンカーの購入を検討していますが、中古の場合でも対象になりますか。

A3-18) 本補助制度では、中古設備の導入費は補助対象外としているため、対象外となります。

ただし、中古車両を購入しキッチンカーに改造する場合は、改造費のみ対象となります。

Q3-19) 新たにデリバリーを始めようと思いますが、デリバリー用の容器や箸などは対象となりますか。

A3-19) 業態転換（新たな販売方法の導入など）に必要な消耗品として、デリバリー用容器の購入費のみ対象となります。

ただし、既存の業態で必要となる消耗品購入や仕入のような経費は対象外となります。

Q3-20) 店舗(工場、事務所)併用住宅で事業をしています。補助金の対象となりますか。

A3-20) 事業に使用する部分に対するものであれば対象となります。

ただし、施設内で事業用と居住用が明確に区分できない場合は対象外となります。

Q3-21) 事業所とはどのような場所ですか。

A3-21) 本補助制度で言う事業所とは、従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供等が継続的に行われている場所を指します。(店舗、工場、事務所など)

Q3-22) 消耗品は具体的にどのようなものが対象になりますか。

A3-22) 対象となる消耗品は、新型コロナウイルス対策として感染予防・拡大防止のために必要となった事業用消耗品の購入経費が対象となります。

通常、事業所として準備している衛生用品等の購入経費は対象外となります。

【補助対象となる消耗品の例】

消毒用アルコール、消毒用スプレーボトル、次亜塩素酸ナトリウム（除菌清掃用）、マスク、フェイスシールド、感染予防のためのビニール手袋、除菌シート（アルコール成分配合）、ペーパータオルなど

【補助対象外となる消耗品の例】

ハンドソープ、キッチンペーパー、アメニティグッズなど

4. 申請について

Q4-1) どのように申請すればよいですか。

A4-1) 申請書類を次の宛先にご郵送ください。なお、感染拡大防止の観点から人との接触を極力減らす対応とさせていただきますので、基本的に対面での受付は行いません。お問合せにつきましては新型コロナウイルス経済対策室（46-1111 内線 590・690）までお願いします。

宛先：〒376-8501 桐生市織姫町 1-1 桐生市 新型コロナウイルス経済対策室

※ホームページ内に宛名として使える用紙を用意しておりますので、ご利用ください。

Q4-2) 申請の封筒は指定がありますか。

A4-2) 指定はありませんので、お持ちの封筒でご郵送ください。なお、切手は申請者にてご用意ください。

Q4-3) パソコン、プリンターを持っていないので、申請書を印刷できません。

A4-3) 市役所総合案内所・商工振興課、新里支所、黒保根支所に申請用紙を設置しておりますので、お近くの施設でお受け取りください。

Q4-4) 申請は先着順ですか。

A4-4) 先着順となります。受付が完了した申請の交付決定額が、予算額 2 億 5 千万円に達し次第受付を終了いたします。

申請は必要書類がそろった時点で「受付」となりますのでご注意ください。

Q4-5) 複数の店舗（施設）を持つ事業者は、店舗の数だけ申請できますか。

A4-5) 複数の店舗（施設）を持つ事業者であっても、申請は 1 事業者 1 回のみとなります。

Q4-6) 同一人物が複数の法人を経営していた場合、補助金は法人ごとに申請できますか。

A4-6) 事業者単位での申請となりますので、法人ごとに申請できます。

ただし、同じ店舗（施設）に対する申請はできません。同じ店舗（施設）であっても、法人ごとで明確に使用する場所が区分されていれば、申請可能となる場合もあります。

Q4-7) 補助金の交付決定前に事業を始めても良いですか。

A4-7) 令和 3 年 4 月 1 日以降に発注しており、指定する期限までに実績報告ができるものであれば、事業の開始時期は問いません。ただし申請内容を審査した結果、補助金の交付対象外となることもありますのでご注意ください。

Q4-8) 領収書等の書類はいつまで保管しておけば良いですか。

A4-8) 支出を証明する書類などは補助事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間の保全義務があります。

5. 実績報告、補助金の交付などについて

Q5-1) 実績報告の手続きはどのようなものですか。

A5-1) 申請後の手続きについては、交付決定後に詳細をご案内いたしますが、物品等の購入費用・工事等の費用に対する領収書の写しと実施結果が分かる写真を添付していただきます。

Q5-2) 支払いの際に、消費税分の金額を値引いてもらったが、「経費決算書」は、どの様に記載したら良いですか。

A5-2) 消費税分を値引きしてもらったとしても、消費税が非課税になった訳ではありません。「経費決算書」は、値引き後の金額から消費税相当額を計算し記載してください。

Q5-3) 補助金はいつ交付されますか。

A5-3) 事業の実施・支払いの完了後、実績報告書をご提出いただき、内容の審査後に交付となります。実績報告書の受付後、4～5週間程度で順次お振り込みしたいと考えております。

Q5-4) 実際にかかった経費が申請額を超えてしまいました。増額分も補助してもらえますか。

A5-4) 申請時の交付決定額が上限となりますので、増額分は補助対象外となります。

Q5-5) 交付決定後、追加で感染対策用の備品を購入した（追加の改修工事を行った）が、追加分も補助してもらえますか。

A5-5) 申請時の事業内容で交付決定しておりますので、追加分は補助対象外となります。

Q5-6) 補助金で購入したものに、使用制限などはありますか。

A5-6) 補助金により取得した財産については、その補助金の交付の目的に従い適正な運用をしていただく必要があります。加えて譲渡や処分等についても一定期間の制限があります。

6. その他

Q6-1) 交付される補助金は課税対象ですか。

A6-1) 本補助制度により交付する補助金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。詳細は、お近くの税務署へご確認ください。